

公益社団法人茨城県測量・建設コンサルタント協会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県測量・建設コンサルタント協会定款第24条の規定に基づき、役員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会の役員には報酬等は支給しない。ただし、常勤役員には報酬を支給する。
2 常勤役員に対して支給する報酬は、別表第1に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日に支給する。

- 2 報酬は、本人の指定する金融機関に口座振込の方法により支払う。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第6条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、総会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条第1項に定める公益認定を受けた日から施行する。
- 2 この規程の変更は、平成30年5月11日から施行する。
- 3 この規程は、令和2年5月27日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

役 職 名	報 酬 の 額
専 務 理 事	月額 400,000円